

船 指 監 第 6 2 7 号
令和7年6月13日

指定介護保険サービス事業所 管理者様

船橋市福祉サービス部
指導監査課

送迎に関する注意喚起について

標記の件について当課への相談が散見されますので、下記の通り注意喚起させていただきます。

記

【送迎迎えについて】

交通渋滞を理由とした送迎遅れに関しては、実際のサービスの提供が計画上の時間よりもやむを得ず短くなった場合の計画上の単位数を算定できる要件に原則として該当しません。地域特性を考慮した送迎時間を設定いただきますようお願いいたします。

なお、交通渋滞を理由とする送迎遅れにより、実際に提供されたサービス提供時間が当初予定の提供時間よりも短くなった結果、請求区分に記載のある所要時間を満たさなくなった場合、実際の提供時間に沿った区分の請求が必要となる可能性がございます。

【送迎送りについて】

個別サービス計画に記載されたサービス提供終了時刻をもって、事業所からの送り出しを行っていただきますようお願いいたします。

なお、事業所都合によるサービス提供時間の短縮は、実際の提供時間に沿った区分の請求が必要となる可能性がございます。

以上

船橋市福祉サービス部 指導監査課指導監査第三係
Tel 047-436-2782
Mail kaigoshitei@city.funabashi.lg.jp